⑵　県域放送

放送対象地域	送信場所	周波数（kHz）	空中線電力（kW）
北海道	札幌	1287	50
		1440	50
青森県	青森	1233	5
岩手県	盛岡	684	5
宮城県	仙台	1260	20
秋田県	秋田	936	5
山形県	山形	918	5
福島県	福島	1458	1
茨城県	水戸	1197	5
栃木県	宇都宮	1530	5
神奈川県	横浜	1422	50
新潟県	新潟	1116	5
富山県	富山	738	5
石川県	金沢	1107	5
福井県	福井	864	5
山梨県	甲府	765	5
長野県	長野	1098	5
岐阜県	岐阜	1431	5
静岡県	静岡	1404	10
滋賀県・京都府	京都	1143	20
兵庫県	神戸	558	20
和歌山県	和歌山	1431	5
鳥取県・島根県	米子	900	5
岡山県	岡山	1494	10
広島県	広島	1350	20
山口県	周南	765	5
徳島県	徳島	1269	5
香川県	高松	1449	5
愛媛県	松山	1116	5
高知県	高知	900	5
福岡県	福岡	1278	50
		1413	50
佐賀県・長崎県	長崎	1233	5
熊本県	熊本	1197	10
大分県	大分	1098	5
宮崎県	宮崎	936	5
鹿児島県	鹿児島	1107	20
沖縄県	那覇	738	10
		864	10

2　短波放送を行う基幹放送局（親局に限る。）に使用させることのできる周波数等

放送対象地域	送信場所	周波数（kHz）	空中線電力（kW）
全国	東京	3925	50
		3945	10
		6055	50
		6115	50
		9595	50
		9760	50
注　3945kHz、6115kHz及び9760kHzの周波数については、他の周波数による放送を補完するための放送に使用するものとする。			

3　超短波放送（地上系）を行う基幹放送局（⑴及び⑵については、親局に限る。）に使用させることのできる周波数等

⑴　県域放送

放送対象地域	送信場所	周波数（MHz）	空中線電力（kW）
北海道	札幌	80.4	5
		82.5	5
青森県	青森	80.0	1
岩手県	盛岡	76.1	1
宮城県	仙台	77.1	5